

職員の給与の男女の差異の情報公表(令和5年度)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3%
任期の定めのない常勤職員以外	70.9%
全職員	62.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	104.7%
本庁課長相当職	99.8%
本庁課長補佐相当職	100.9%
本庁係長相当職	101.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	94.7%
26～30年	92.4%
21～25年	84.9%
16～20年	84.6%
11～15年	86.3%
6～10年	88.7%
1～5年	90.3%

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

※算出方法は、集計区分ごとに男女別で「一の年度の給与の総額」を「各月の給与支払日に給与を支給した人数の合計／12」で除した額を算出し、算出された額の男性に対する女性の比率を求めている。また、説明欄で使用されている人数の比率は、各月の給与支払日に給与を支給した人数の合計や、各月の給与支払日に手当を支給した人数の合計から比率を算出している。

※「任期の定めのない常勤職員」は所謂常勤職員である。生活給的な手当である扶養手当や住居手当を、世帯主・住居契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者の比率は男性約78%、住居手当の受給者の比率は男性約66%である。

※「任期の定めのない常勤職員以外」は、会計年度任用職員、再任用職員などである。特に会計年度任用職員が多数を占めており、業務内容に応じて様々な職種が存在する。同一の職種での時間単価等の報酬については同一の額となっているが、職種ごとに勤務時間の差が大きく、時間給の勤務やひと月中に数日となる不定期の採用も多い。男性では拘束時間の長い月額給職員の割合が時間給職員と比較して高く、女性では同程度となっている。また、会計年度任用職員全体としては80%が女性となっている。

再任用職員は男女で人数に大きな差はないが、会計年度任用職員に対する再任用職員の割合が、前述の会計年度任用職員の人数差により男性の方が圧倒的に高いため、比率に与える影響が大きい。